

千葉県価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯)支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増に伴い、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、「推奨事業メニュー」として地方創生臨時交付金に7,000億円の増額が措置されたことを踏まえ、千葉県価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯)(以下「重点支援給付金(家計急変世帯)」)という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 重点支援給付金(家計急変世帯)は、前条の目的を達するために、千葉県によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 重点支援給付金(家計急変世帯)の支給対象者は、令和5年6月1日(以下「基準日」という。)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次項の各号に規定する世帯の世帯主とする。

2 次の各号に定める世帯を、家計急変世帯とする。

(1) 基準日において、本市の住民基本台帳に登録されており、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されている者を含む世帯のうち、当該課税者が市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を令和5年度の途中から免除された者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により基準日時点で生活保護を受給している者(医療扶助等のみを受給している者を含む。生活保護停止中の者は除く)である世帯

(2) 第5条第2項に規定する特別な配慮を要する者であって、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税均等割が課されている者を含む世帯のうち、当該課税者が市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等

割を令和5年度の途中から免除された者及び生活保護法の規定により基準日時点で生活保護を受給している者（医療扶助等のみを受給している者を含む。生活保護停止中の者は除く）である世帯

(3) 千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第3条第2項に該当する世帯以外の世帯のうち、申請時点において、本市の住民基本台帳に登録されており、予期せず令和5年1月から令和5年8月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から令和5年8月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。））又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。（以下「家計急変世帯」という。）ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 本項第1号及び第2号に該当する世帯に属していた者を含む世帯（当該者が第1号及び第2号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）、並びに千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第3条第2項の各号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が同項各号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

イ 基準日において、同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し、千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱又は千葉県価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯)支給事務実施要綱に基づき給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

3 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用を届出た者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。ただし、千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第5条第2項の各号に規定する特別な配慮を要する者にあつては、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯であっても支給要件を満たすものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する重点支援給付金(家計急変世帯)の金額は、1世帯あたり3万円とする。

(受給権者)

第5条 重点支援給付金(家計急変世帯)の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が申請日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)を受給権者とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第5条第2項各号に準ずる。

(申請及び支給の方式)

第6条 重点支援給付金の支給を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、千葉県価格高騰重点支援給付金確認書(千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第6条第1項に規定する様式第1号。以下「確認書」という。)の提出、千葉県価格高騰重点支援給付金申請書(請求書)(千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第6条第1項に規定する様式第2号)又は千葉県価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(様式第1号。それぞれ以下「申請書」という。)による申請により行う。

2 確認書の提出又は申請書による申請は郵送により行い、これらに基づく支給方式の取扱いは、千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第6条第2項に準ずる。

3 申請者は、確認書に支給口座の記載があり、その支給口座の変更を希望しない場合を除き、公的身分証明書の写し及び口座確認書類の提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

ただし、申請者は、公金受取口座への支給口座の変更を希望する場合に限り、公的身分証明書のみを提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証することができる。

(支給の案内)

第6条の2 千葉市は、前条の規定に関わらず、第3条第2項第1号に規定する要件を満たしており、基準日における世帯主が、令和4年度において支給された千葉市価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)を口座振込によって受給した者である場合、重点支援給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、千葉市価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第6条の2第2項に規定する様式第3号の届出書又は様式第4号の届出書により、受給の辞退又は登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長が前項の規定により受給の辞退又は口座変更の申出を受けた後、届出書の不備が判明し、本市が確認等に努めたにもかかわらず届出書の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年9月30日までに支給を決定できない場合は、当該申出は取下げられたものとみなす。

4 市長は、本市が別途定める日までに前項の届出がないときは、審査の後速やかに支給の可否を決定し、支給対象者に対し、重点支援給付金を支給する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出、申請書による申請、支給の申込みにおける口座変更の申し出及び支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点(千葉市価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)により申請する場合、申請時点)での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が重点支援給付金(家計急変世帯)の確認書又は申請書(以下「確認書等」という。)の提出をするときは、併せて委任状(第1号様式に記載されている委任状欄及び千葉市価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第6条第1項に規定する第1号及び第2号様式に記載されている委任状欄を含む。)を提出する。また、この場合、本市は、公的身分証

明書の写し等の提出又は提示を本人及び代理人に求めること等により、本人及び代理人がそれぞれ本人であることを確認する。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号の者にあつては、法定代理人であることを証する書類により、同項第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、第1項各号に掲げる者であることを確認するものとする。

(提出期限)

第8条 重点支援給付金（家計急変世帯）の申請受付開始日は、令和5年7月3日とする。

- 2 確認書等の提出期限は、原則令和5年9月30日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項に規定する確認書等を受理したとき及び第6条の2に規定する受給辞退の届出が期日までに確認できなかったときは、支給の可否を審査の上、重点支援給付金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定し、重点支援給付金の支給を完了したときは、千葉県価格高騰重点支援給付金支給完了決定通知書（千葉県価格高騰重点支援給付金（令和5年度非課税世帯）支給事務実施要綱第9条第2項において規定する様式第5号もしくは様式第5号の2）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査において、疑義が生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により、重点支援給付金（家計急変世帯）の不支給を決定したときは、千葉県価格高騰重点支援給付金不支給決定通知書（千葉県価格高騰重点支援給付金（令和5年度非課税世帯）支給事務実施要綱第9条第4項において規定する様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項に規定する確認書等の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が重点支援給付金(家計急変世帯)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が確認書等を受理した後、申請書の不備が判明し、本市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により次の各号に定める期日までに支給の可否を決定できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(1) 千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第6条第1項に規定する様式第1号及び第2号における不備の補正については、令和5年11月30日を期日とする。

(2) 第6条第1項に規定する様式第1号における不備の補正については、令和5年12月28日を期日とする。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、口座変更の届出書及び確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず口座変更の届出書及び確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により重点支援給付金(家計急変世帯)の支給を受けた者に対しては、支給を行った重点支援給付金(家計急変世帯)の返還を求める。

2 市長は、前項の規定により、重点支援給付金の返還を求めるときは、千葉県価格高騰重点支援給付金返還請求書(千葉県価格高騰重点支援給付金(令和5年度非課税世帯)支給事務実施要綱第12条第2項において規定する様式第7号)により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 重点支援給付金(家計急変世帯)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供さないこととする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、重点支援給付金（家計急変世帯）の支給
に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。